

豊橋市男女共同参画推進条例

(平成16年3月31日条例第5号)

抜粋

第3章 男女共同参画審議会

第20条 市長は、男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査審議させるため、豊橋市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議する。
- 3 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策及び必要な事項について、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内で組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の4割未満とならないものとする。
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審議会に、専門的な事項を調査するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。
- 7 専門部会は、市長が委嘱する専門委員若干人で組織する。
- 8 専門委員は、当該専門的な事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

豊橋市男女共同参画審議会について

【豊橋市男女共同参画推進条例：平成 16 年 4 月 1 日施行】

1 設置の趣旨（条例第 20 条）

市長の諮問に応じ男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査審議するとともに、市長に対して意見を述べる機関。

2 委員の任命（条例第 20 条第 4 項、規則第 2 条）

市民、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから 10 人以内で市長が委嘱。

3 任期（条例第 20 条第 5 項）

2 年で再任可。補欠委員は前任者の残任期間。

※引き続き 10 年を超えないことと、兼職は 3 機関まで

豊橋市男女共同参画審議会委員

(平成 24 年度)

選出区分	所属団体名（役職）	氏名	性別	任期	履歴
その他	豊橋商工会議所女性会会長	アラキ ヒトコ 荒木 仁子	女	24.8.2～26.8.1	2 期目
その他	豊橋農業協同組合生活開発部長	イトウ トモユキ 伊藤 友之	男	24.8.2～26.8.1	3 期目
学識	愛知大学文学部教授	キノシタ タカオ 木之下 隆夫	男	24.8.2～26.8.1	2 期目
その他	豊橋人権擁護委員	スギウラ ヒロユキ 杉浦 廣行	男	24.8.2～26.8.1	3 期目
その他	豊橋女性団体連絡会副会長	スズキ マリコ 鈴木 真理子	女	24.8.2～26.8.1	2 期目
その他	公募	タカクラ ンブオ 高倉 宣夫	男	24.8.2～26.8.1	1 期目
その他	公募	トサキ フミコ 戸崎 史子	女	24.8.2～26.8.1	1 期目
その他	豊橋市小中学校PTA連絡協議会会計	ヒラダ エミ 鵜田 恵美	女	24.8.2～26.8.1	1 期目

平成 24 年 8 月 2 日

※男性 4 人、女性 4 人（女性登用率 50%）

4 審議会の開催内容

	20 年度	21 年度
開催内容	10/16・豊橋市男女共同参画推進条例について ・会長・副会長の選出について ・審議会の運営について ・男女共同参画に関する市民の意識調査結果について ・男女共同参画行動計画の見直しについて ・その他 12/18・男女共同参画行動計画の見直しについて ・その他 2/27・男女共同参画行動計画の見直しについて ・その他	9/29・男女共同参画の推進について ・その他 2/26・男女共同参画推進事業について ・その他

	22 年度	23 年度
開催内容	8/30・豊橋市男女共同参画推進条例について ・会長及び副会長の選出について ・審議会の運営について ・平成 21 年度事業実施結果について ・平成 22 年度事業計画について 2/18・男女共同参画推進事業について ・とよはしハーモニープラン（平成 25 年度～）策定について ・平成 23 年度機構改革について	10/3・平成 22 年度事業実施結果について ・平成 23 年度事業計画について ・男女共同参画に関する市民の意識調査結果について ・男女共同参画行動計画・ハーモニープランの改定について 2/15・平成 24 年度事業概要について ・男女共同参画行動計画について

豊橋市男女共同参画審議会規則

(平成 16 年 3 月 31 日規則第 8 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、豊橋市男女共同参画推進条例（平成 16 年豊橋市条例第 5 号）第 20 条第 9 項の規定に基づき、豊橋市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 審議会の委員は、市民、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長各 1 名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 5 条 専門部会（以下「部会」という。）は、審議会の求めに応じ専門的な事項について調査し、その経過及び結果を審議会に報告する。

2 専門委員は、専門的な事項について、識見を有する者又は審議会委員のうちから市長が委嘱する。

3 部会長は、専門委員の互選によって定める。

4 部会長は、会務を総理し、部会の会議の議長となる。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する専門委員がその職務を代理する。

(雑則)

第 6 条 この規定に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。